世　　　　　帯　　　　調　　　　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

患者　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　氏　名

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　患者と住所を同じくする世帯全員 | 氏　　　　　名 | 続　柄 | 生年月日 | 職　　業 | ※市町村民税の所得割額 | ※確認 |
|  | 本人 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 住所を異にする患者の配偶者及び生計を一つにする直系血族並びに兄弟姉妹 |
| 氏　名 | 住　　所 | 続　柄 | 生年月日 | 職　　業 | ※市町村民税の所得割額 | ※確認 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ※摘要 | ※市町村民税の所得割額の合算額 |  |  |
| ※自己負担認定額 |  |  |

〇申請書等記載要領

＜世帯調書の記載要領＞

１　太枠内のみ記入してください。

２　「続柄」欄は、患者本人から見た続柄を記入してください。

３　「職業」欄はできるだけ、具体的に記載してください。

４　※印の欄内は記載しないでください。

注）この調書には、次の書類を添付するとともに患者の方が登載されている健康保険証を保健所に提示してください。提示できない場合は、その写し（コピー）を添付してください。

＜添付していただく書類＞

１　患者の属する世帯全員の住民票（発行日から３ヶ月以内のもので、続柄が記載されているもの）

　　患者本人が亡くなった場合は住民票の除票を併せて添付すること。

２　世帯調書に記載されている患者本人並びに患者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹の方は、下記の市町村民税所得割額を証明する書類を添付してください。所得のない方も含め、対象者全員分が必要です。ただし、16歳未満で保護者の扶養に入っていることが確認できる場合は、添付を省略できます。

　　　なお、入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の所得割額を証明する書類を添付してください。

【市町村民税の所得割額を証明する書類（以下のいずれかをご準備ください。）】

①市町村民税・県民税特別徴収税額通知書（会社などに勤務している方、勤務先から配付されます。）

②市町村民税・県民税税額決定・納税通知書（自営業の方、お住まいの市町村から配付されます。）

③市町村民税・県民税課税（非課税）証明書（お住まいの市町村役場等で発行できます。）

　※１　平成22年度税制改正における年少扶養控除廃止、16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分廃止の影響を受ける場合は、税制改正前の旧所得税額を見込み計算し、患者の一部自己負担額を算定します。

　※２　平成30年1月1日に指定都市に住所を有していた方について、平成29年度税制改正における道府県から指定都市への個人住民税所得割税率2％相当分の税源移譲の影響を受ける場合は、課税証明書上記(3)により税制改正前の旧所得税を確認し、患者の一部自己負担額を算定します。

＜生活保護受給者の方＞

　　生活保護の適用を受けている方は、社会福祉事務所等の発行する「受給証明書」の書類のみ添付してください。この場合、前記の「世帯調書」、「患者の属する世帯全員の住民票」及び「市町村民税の所得割額を証明する書類」の添付は必要ありません。

＜自己負担額の徴収＞

感染症法第37第２項により患者と同一世帯全員の市町村民税の所得割額の合算額が５６万４千円を超えた場合、月額２万円を上限として自己負担が生じます。

自己負担額が生じる場合は患者又は法定代理人（親権を行う者又は後見人）に対して請求を行います。（ただし、民法第643条の規定により権限が委任されている場合は申請者、患者が亡くなっている場合は民法第887条又は第889条、第890条における法定相続人に対して請求します。）

公費負担決定通知後、県より「納入通知書」を送付いたしますので期日までに納入してください。

【感染症法第37第２項】

　都道府県は、前項に規定する患者若しくはその配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

【民法第643条】

委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

【民法第887条】

被相続人の子は、相続人となる。

２　被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

３　前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

【民法第889条】

次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一　被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二　被相続人の兄弟姉妹

２　第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

【民法第890条】

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。